

○令和4年度 運営指導における主な指摘事項（共通事項）

| 番号 | 種類 | 項目 | 指摘事項 | 県事務所 |
|----|----|----------------|---|-----------|
| 1 | 共通 | 内容及び手続の説明及び同意 | 重要事項説明書を確認したところ、利用料について法定代理受領であるときの本人負担額が2割又は3割となる場合があることの記載がないため、記載を改めること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 2 | 共通 | 内容及び手続の説明及び同意 | 重要事項説明書を確認したところ、苦情申立窓口について通常の事業の実施地域である市町村の記載がないため、記載すること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 3 | 共通 | 内容及び手続の説明及び同意 | 重要事項説明書を確認したところ、苦情申立窓口について「岐阜県国民健康保険団体連合会」の窓口が記載されていないことが認められたので、記載すること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 4 | 共通 | 内容及び手続の説明及び同意 | 重要事項説明書を確認したところ、通常の事業の実施地域を越えて介護保険サービスを提供するために要する交通費を徴収する旨の記載がないことが認められたため、記載を改めること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 5 | 共通 | 運営規程 | 利用料について法定代理受領サービスであるときの本人負担額が3割となる場合があることの記載がないため、記載を改めること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 6 | 共通 | 運営規程 | 契約書に規定されているサービスの提供に関する記録の複写の費用について、明記されていないことが認められたため、記載を改めること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 7 | 共通 | 運営規程 | キャンセル料を徴収する場合についての記載がないことが認められたため、記載を改めること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 8 | 共通 | 勤務体制の確保等 | 勤務表を確認したところ、従業員の職種、常勤・非常勤の別、管理者の兼務状況が記載されていないことが認められたため、勤務表において勤務形態を明らかにすること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 9 | 共通 | 勤務体制の確保等 | 性的な言動や優越的な関係を背景とした言動により従業員の就業環境等が害されることを防止するための措置を講じていないことが認められたため、必要な措置を講じること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 10 | 共通 | 勤務体制の確保等 | 雇用契約の状況を確認したところ、雇用契約書の提示ができなかった者が複数名認められたため、契約を締結していない場合は速やかに雇用契約を締結すること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 11 | 共通 | 利用料等の受領 | 領収書を交付していないことが認められたため、全ての利用者に対して領収書を交付すること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 12 | 共通 | 秘密保持等 | 従業員の秘密保持について、在職中及び退職後であっても利用者又は家族の秘密を守ることを誓約する誓約書を徴していない者が認められたため、全ての従業員について誓約書を徴すること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 13 | 共通 | 秘密保持等 | 従業員の秘密保持に係る誓約書について、利用者の家族の秘密を守ることが規定されていないことが認められたため様式を改め、全ての従業員について、利用者の家族の秘密を守ることを誓約させること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 14 | 共通 | 秘密保持等 | 個人情報使用に係る同意書について、利用者の家族の同意欄がなく、利用者の家族の個人情報使用の同意を得られていないため、利用者の家族の個人情報を用いる場合の同意を得るよう、様式を改めること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 15 | 共通 | 事故発生時の対応 | 医療機関を受診した事故について、県に報告していない事例があることが認められたため、今後は利用者の家族、市町村等に報告するとともに県にも報告すること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 16 | 共通 | サービスの提供の記録について | サービス提供記録を確認したところ、提供したサービスの行為の記載はあるものの、その際の利用者の心身の状況や反応といった事項に関する記述が著しく乏しいことが認められたため、必ず利用者の心身の状況その他必要な事項を漏れなく記録するよう改めること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 17 | 共通 | 記録の整備 | 契約書において、サービス提供記録の保管期間が2年間と規定されていたが、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、当該記録を整備した日（具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々の末日）から5年間保存しなければならないため、記載内容を改めること。 | 岐阜地域福祉事務所 |

○令和4年度 運営指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

| 番号 | 種類 | 項目 | 指摘事項 | 県事務所 |
|----|--------------|---------------|---|-----------|
| 1 | 訪問介護 | 訪問介護員等の員数 | 勤務実績表を確認したところ、訪問介護員の員数が常勤換算数で2.5を下回っていた期間が認められたため、今後かかることのないよう厳重に留意し、常勤換算方法で2.5人以上を確実に確保すること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 2 | 訪問看護 | 看護師の員数 | 勤務実績表を確認したところ、看護職員の員数が常勤換算数で2.5を下回っていることが認められたため、今後かかることのないよう厳重に留意し、常勤換算方法で2.5人以上を確実に確保すること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 3 | 訪問介護 | 内容及び手続の説明及び同意 | 重要事項説明書を確認したところ、通常の事業実施地域について、運営規程と規定が異なっているため、内容を改めること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 4 | 訪問介護 | 内容及び手続の説明及び同意 | 重要事項説明書を確認したところ、利用料金の単位数や金額及び自己負担額の記載に誤りが見られたため、記載を改めること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 5 | 訪問介護 | 内容及び手続の説明及び同意 | 重要事項説明書を確認したところ、事業所の苦情相談窓口について、相談を受ける担当者の氏名の記載がないため、内容を改めること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 6 | 訪問介護 | 内容及び手続の説明及び同意 | 重要事項説明書を確認したところ、訪問介護員（ホームヘルパー）に訪問介護員養成研修3級終了者を含めているため、記載を改めること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 7 | 訪問介護 | 内容及び手続の説明及び同意 | 重要事項説明書を確認したところ、営業時間の記載がない他、サービス提供時間及び職員の配置状況の記述が現状に即していないことが認められたため、内容を改めること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 8 | 訪問介護 訪問看護 | 内容及び手続の説明及び同意 | 重要事項説明書を確認したところ、キャンセル料の徴収方法について、契約書と記載が異なっているため、内容を改めること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 9 | 訪問介護 | 内容及び手続の説明及び同意 | 重要事項説明書を確認したところ、相談・苦情対応の担当者として管理者の氏名が記されているが、連絡先については本社の連絡先が記載されており、事業所の連絡先が記載されていないため、事業所の連絡先を記載すること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 10 | 訪問介護 | 内容及び手続の説明及び同意 | 重要事項説明書を確認したところ、利用料について、身体介護及び生活援助の基本利用料が誤っていることが認められたため、正しい金額に改めること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 11 | 訪問看護 | 内容及び手続の説明及び同意 | 重要事項説明書を確認したところ、営業時間及び休業日の記載が誤っていることが認められたため、内容を改めること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 12 | 訪問介護 | 訪問介護計画の作成 | 居宅サービス計画が変更されているにもかかわらず、訪問介護計画書の変更がなされていないうえ、居宅介護支援事業所から受領した居宅サービス計画が最新ではない事例が認められたため、最新の居宅サービス計画を受領し、居宅サービス計画の変更時には、それに沿った訪問介護計画に変更すること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 13 | 訪問介護 | 訪問介護計画の作成 | 具体的な援助内容やそれぞれの行為に要する時間が記載されていない事例が認められたため、どの訪問介護員であってもサービス内容に差が生じないように具体的な援助内容及び時間を記載した訪問介護計画書とすること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 14 | 訪問看護 | 緊急時等の対応 | 緊急時対応マニュアル等を整備しておらず、利用者の病状の急変等が生じた場合の看護師等の対応方法について明確にしていないことが認められたため、緊急時対応マニュアルを整備し、重要事項説明書の「緊急時の対応」欄を記入する等、必要な措置を講じること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 15 | 訪問介護 | 運営規程 | 虐待防止について規定しているが、「委員会の定期的な開催」、「指針の整備」、「担当者を置くこと」の3点が含まれていないことが認められたため、内容を改めること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 16 | 訪問看護 | 運営規程 | 運営規程を確認したところ、重要事項説明書で規定されている死後の処置料について規定されていないことが認められたため、内容を改めること。 | 岐阜地域福祉事務所 |

| 番号 | 種類 | 項目 | 指摘事項 | 県事務所 |
|----|------|------------------------------------|---|-----------|
| 17 | 訪問看護 | 領収書について | 領収書の控を確認したところ、医療費控除の対象となる金額について明示されていないことが認められたため、明記すること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 18 | 訪問介護 | 勤務体制の確保等 | 出勤簿を確認したところ、法人の代表者である管理者兼サービス提供責任者の出勤簿がなく、事業所で当該職種に従事した証跡が残されていないことが認められたため、管理者兼サービス提供責任者として従事した証跡を出勤簿等で確実に記録すること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 19 | 訪問看護 | 勤務体制の確保等 | 管理者と併設する有料老人ホームの施設長を兼務する者について、管理者として勤務する時間帯又は時間数と、併設する有料老人ホームの施設長として勤務する時間帯又は時間数が区別されていないことが認められたため、勤務表の作成に当たっては、管理者として勤務する時間帯又は時間数と、有料老人ホームの施設長として勤務する時間帯又は時間数を区別して作成すること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 20 | 訪問介護 | 秘密保持等 | 個人情報使用に係る同意書について、利用者の家族の同意の署名がない事例が認められたため、利用者の家族に説明のうえ同意の署名を得ること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 21 | 訪問介護 | 秘密保持等 | 個人情報使用に係る同意書について、利用者と利用者の家族から同意を得ていたが、使用する目的として、サービス担当者会議等において用いることが明示されていないことが認められたため、同意書の様式を改めること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 22 | 訪問介護 | 初回加算について | 初回加算を算定した利用者について、サービス提供責任者が同行していたとのことであったが、その証跡が残されていないことが認められたため、初回加算の算定に当たっては、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行ったこと又は同行したことを示す証跡を残すこと。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 23 | 訪問介護 | 指定訪問介護事業所と同一の建物に居住する利用者に対する取扱いについて | 指定訪問介護事業所と同一の建物に居住する利用者について、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していない事例が認められたため、自主点検結果を報告するとともに、保険者及び利用者に対して過剰に請求した金額について返還の手続きを行うこと。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 24 | 訪問看護 | 看護体制強化加算(Ⅱ)について | 算定日が属する月の前6月間において、実利用者のうち特別管理加算を算定した実利用者数の占める割合が100分の20以上である場合に算定できるが、当該割合を満たしていなかったことが認められたため、自主点検結果を報告するとともに、保険者及び利用者に対して過剰に請求した金額について返還の手続きを行うこと。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 25 | 訪問看護 | 緊急時訪問加算について | 加算の算定に際し、書面で同意を得た証跡がないと認められたため、事前に利用者の同意を書面により得ること。 | 岐阜地域福祉事務所 |

○令和4年度 運営指導における主な指摘事項（通所系サービス）

| 番号 | 種類 | 項目 | 指摘事項 | 県事務所 |
|----|-------------|--------------------|--|-----------|
| 1 | 通所リハビリテーション | 内容及び手続の説明及び同意 | 重要事項説明書及び利用料金表を確認したところ、介護予防通所リハビリテーションの単位数が月単位ではなく回単位と誤記されている項目があることが認められたため、内容を改めること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 2 | 通所介護 | 運営規程 | 延長サービスの料金の金額が運営規程と重要事項説明書とで異なっていることが認められたため、内容を改めること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 3 | 通所介護 | 運営規程 | 苦情に対応するために講ずる措置に関する事項の記載がないことが認められたため、苦情に対応するために講ずる措置に関する事項を定めること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 4 | 通所リハビリテーション | 運営規程 | 従業者の職種に管理者及び医師の記載がない他、医師の職務内容について規定されていないことが認められたため、内容を改めること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 5 | 通所リハビリテーション | 運営規程 | 通常の事業実施地域を越えてサービスを行う際に要した交通費の徴収について、徴収開始の起点や距離の設定が曖昧であることが認められたため、内容を改めること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 6 | 通所介護 | 管理者について | 出勤簿を確認したところ、管理者が勤務していることを証する書類が整備されていないことが認められたため、管理者の勤務状況を明らかにする書類を整備すること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 7 | 通所介護 | 勤務体制の確保等 | 勤務表を確認したところ、管理者が生活相談員及び介護職員を兼務しており、生活相談員と介護職員として勤務する時間はそれぞれ区別されているものの、管理者として勤務する時間が区別されていないことが認められたため、管理者が管理者の職務に従事する時間を明確にした勤務表を作成すること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 8 | 通所介護 | 勤務体制の確保等 | 勤務表を確認したところ、生活相談員と介護職員を兼務する従業者について、それぞれの職種に従事する時間が区別されていないことが認められたため、兼務する従業者についてそれぞれの職種に従事する時間を明確に区分し、従業員の配置を明らかにすること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 9 | 通所介護 | 勤務体制の確保等 | 勤務表を確認したところ、各従業員がどの日のどの時間帯に何の職種に従事しているかが不明確であった他、看護職員と機能訓練指導員の配置について明示されていないことが認められたため、作成方法を見直すこと。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 10 | 通所介護 | 通所介護計画の作成 | 通所介護計画が利用者に交付されていないことが認められたため、利用者に交付すること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 11 | 通所介護 | 通所介護計画の作成 | 通所介護計画を確認したところ、実際のサービスを提供する曜日及び回数が変更された利用者について回数変更のメモは残されていたものの、通所介護計画自体は変更されておらず、利用する曜日が変更されていない事例が認められたため、実情にあった通所介護計画に変更すること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 12 | 通所介護 | 個別機能訓練加算 | 個別機能訓練計画書を確認したところ、利用者本人の身体機能の向上を目指すことのみを目標としている事例が認められたため、具体的な生活上の行為の達成を含めた目標にすること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 13 | 通所介護 | 事業所規模による区分の取扱いについて | 大規模型通所介護費（Ⅰ）を算定すべきであったにもかかわらず、事業所規模の計算を誤り、通常規模型通所介護費を算定していたことが認められたため、事業所区分の確認においては計算誤りのないよう、厳に注意すること。 | 岐阜地域福祉事務所 |

○令和4年度 運営指導における主な指摘事項（居住系サービス）

| 番号 | 種類 | 項目 | 指摘事項 | 県事務所 |
|----|-------------|---------------|--|-----------|
| 1 | 短期入所生活介護 | 従業者の員数 | 生活相談員の資格要件を満たしていることを証する書類等の提示がなく、生活相談員の要件を満たしていることが確認できなかったため、資格要件を満たしていることを証する書類を整備しておくこと。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 2 | 短期入所療養介護 | 内容及び手続の説明及び同意 | 利用料金表を確認したところ、療養食加算の単価の記載に誤りがある他、地域区分別一単位の単価を乗じる旨の記載がないことが認められたため、内容を改めること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 3 | 短期入所生活介護 | 運営規程 | ユニットの数及びユニットごとの利用定員の記載がないことが認められたため、内容を改めること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 4 | 短期入所生活介護 | 運営規程 | 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて記載がないことが認められたため、内容を改めること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 5 | 短期入所生活介護 | 運営規程 | 滞在費の金額の記載が運営規程と重要事項説明書とで異なっていることが認められたため、内容を改めること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 6 | 短期入所生活介護 | 定員の遵守について | 一時的ではあるが、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行っていたことが認められたため、満床の日の入退所に際しては退所者を退所させた後に入所者を受け入れるよう改めること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 7 | 短期入所生活介護 | 短期入所生活介護計画の作成 | 短期入所生活介護計画が利用者に交付されていないことが認められたため、利用者に交付すること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 8 | 短期入所生活介護 | 勤務体制の確保等 | ユニットリーダーとされている従業者がユニットケアリーダー研修を受講していないことが認められたため、2ユニット以下の施設の場合、ユニットリーダーのうち少なくとも1名はユニットリーダー研修を受講した者を配置すること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 9 | 短期入所生活介護 | 勤務体制の確保等 | 勤務形態一覧表を確認したところ、応援先のユニット名の記載がなく、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員が配置されているかが明らかになっていないことが認められたため、勤務形態一覧表において応援するユニット名を明らかにし、昼間については、ユニットごとに常時1名以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 10 | 短期入所生活介護 | 苦情処理について | 直接介護にかかわること以外の苦情は、記録が残されていないことが認められたため、苦情に対し組織として迅速かつ適切に対応するため、苦情の受付日、その内容等を必ず記録すること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 11 | 特定施設入居者生活介護 | 勤務体制の確保等 | 協力歯科医療機関の歯科衛生士を施設の歯科衛生士として配置しているが、雇用関係を証する契約等がなく、業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる状態にないことが認められたため、雇用契約を締結する等の方法により、当該歯科衛生士について確実に業務の管理及び指揮命令を行うことができることを明らかにすること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 12 | 特定施設入居者生活介護 | 特定施設サービス計画の作成 | 特定施設サービス計画を確認したところ、利用者同意署名欄に署名が無い事例が見受けられたため、利用者又は家族に対し説明し、文書による同意を得ること。 | 岐阜地域福祉事務所 |

○令和4年度 運営指導における主な指摘事項（福祉用具貸与・特定福祉用具販売）

| 番号 | 種類 | 項目 | 指摘事項 | 県事務所 |
|----|--------------------|------------------|---|-----------|
| 1 | 特定福祉用具販売 | 内容及び手続の説明及び同意 | 重要事項説明書が作成されていないことが認められたため、作成すること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 2 | 福祉用具貸与 | 内容及び手続の説明及び同意 | 重要事項説明書を確認したところ、搬入・搬出料について徴収する場合は運営規程と異なっていることが認められたため、内容を改めること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 3 | 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 | 福祉用具専門相談員の員数について | 福祉用具専門相談員の員数が常勤1名であった月が認められたため、常勤換算方法で、2以上配置すること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 4 | 福祉用具貸与 | 運営規程について | 月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について、運営規程に記載の算定方法が実情と異なることが認められたため、記載を改めること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 5 | 福祉用具貸与 | 衛生管理等について | 福祉用具の保管又は消毒を他の事業者へ委託しているが、当該事業者の業務の実施状況を確認した記録を残していないことが認められたため、委託事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を確実に記録すること。 | 岐阜地域福祉事務所 |

○令和4年度 運営指導における主な指摘事項（施設系サービス）

| 番号 | 種類 | 項目 | 指摘事項 | 県事務所 |
|----|---------|------------------------|---|-----------|
| 1 | 介護老人福祉施 | 指定介護福祉施設サービスの取扱い方針について | 複数の身体的拘束等を同時に行う入所者について、それぞれの身体的拘束等を区別せず記録を作成していることが認められたため、それぞれの身体的拘束等ごとに記録を作成すること。 | 岐阜地域福祉事務所 |
| 2 | 介護老人福祉施 | 施設サービス計画の作成について | モニタリングの結果が記録がされているものの「短期目標達成度」欄が記載されていないことが認められた。目標達成度の評価は実施されているとのことであるため、その結果を記録として残しておくこと。 | 岐阜地域福祉事務所 |